プレミアム TV with U-NEXT 利用規約

第1条(目的)

株式会社ハイホー(以下「運営元」といいます。)は、運営元が運営する会員制サービス「Toppa!」(以下「Toppa!」といいます。)の会員(以下「会員」といいます。)を対象に、以下に定める「プレミアムTV with U-NEXT利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、「プレミアムTV with U-NEXT」(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。

第2条 (本サービスの定義)

会員は、「本サービス」に申込むことにより、以下のプランに応じて、株式会社U-NEXT(以下「提供元①」といいます。)が提供する「ユーネクストビデオサービス」、「ペイ・パー・ビューサービス」、「ユーネクストビデオサービス」及び「ペイ・パー・ビューサービス」に関するガイド誌(以下、総称して「提供元①サービス」といいます。)、並びに、株式会社エコネクト(以下「提供元②」といいます。)が提供する「Toppa! Wi-Fi by econnect サービス」(以下「提供元②サービス」といいます。)を利用できるものとします。

①動画見放題プラン〔事務手数料:3,150円(税込)〕

<サービス内容:割引額1,020円(税込)/月>

- ・提供元①が提供する「ユーネクストビデオサービス」、「ペイ・パー・ビューサービス」、及び、「ペイ・パー・ビューサービス」の利用に使用できるポイント(以下「本ポイント」といいます。)の付与(毎月1,630ポイント)「提供元①における通常価格:3,620円(税込)/月]
- ・提供元②サービス「提供元①における通常価格:380円(税込)/月]
- ②超充実!見放題プラン〔事務手数料:3,150円(税込)〕

<サービス内容:割引額1,370円(税込)/月>

- ・提供元①が提供する「ユーネクストビデオサービス」、「ペイ・パー・ビューサービス」、及び、本ポイントの付与(毎月2,630ポイント)[提供元①における通常価格:4,620円(税込)/月]
- ・提供元①が提供する「ペイ・パー・ビューサービス」に関するガイド誌[提供元①における通常価格:350円(税込)/月]
- ・提供元②サービス[提供元②における通常価格:380円(税込)/月]
- ③ホリデープラン〔事務手数料:3,150円(税込)〕

<サービス内容:ホリデープランの契約者を対象に提供元①が提供する以下の内容>

・提供元①が提供する「ユーネクストビデオサービス」における「ペイ・パー・デイサービス」(各月毎に7日分。当月のみ有効)、「ペイ・パー・ビューサービス」、及び、本ポイントの付与(毎月420ポイント) [提供元①における通常価格:980円(税込)/月]

第3条(本規約の承諾および会員契約の締結)

会員は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約(以下「会員契約」といいます。)が成立するものとします。尚、会員のうち、運営元と会員契約を締結している会員を「契約者」といいます。

第4条(料金等)

- 1. 契約者は、運営元が別途定める本サービスの事務手数料及び違約金等(以下、総称して「本料金」といいます)を、運営元が指定する方法にて、運営元が指定する期日までに支払うものとします。
- 2. 契約者は、提供元①サービス及び提供元②サービスに関する料金については、提供元①及び提供元②に対して支払うものとします。

第5条 (ポイント)

- 1. 本サービスのうち、本ポイントの付与は、毎月1日に行われるものとします。但し、契約者が、本サービスの利用を開始する月においては、当該ポイントの付与が行われないものとします。
- 2. 契約者が、本ポイントの追加購入を希望する場合、提供元①より当該本ポイントを購入するものとします。

第6条(本サービスの解約)

1. 契約者は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。

2. 契約者は、前項に定める方法により、各月の1日から25日までに解約手続きが完了した場合、当該月の末日を もって本サービスの解約が成立するものとし、各月の26日から末日までに解約手続きが完了した場合、当該 月の翌月末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。

第7条 (解約後の措置)

- 1. 契約者は、契約者が運営元に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないことに合意するものとします。
- 2. 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、契約者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。
- 3. 契約者は、会員契約が終了した場合においても、契約者と提供元①との間で締結した提供元①サービスに関する契約、及び、契約者と提供元②との間で締結した提供元②サービスに関する契約については、当該契約に関する解約手続きが完了しない限り、継続することを確認するものとします

第8条(債権譲渡)

契約者は、契約者が提供元①との間で締結する提供元①サービス及び本ポイントに関する契約に基づく債権の全部、並びに、契約者が提供元②との間で締結する提供元②に関する契約に基づく債権の全部を、提供元①及び提供元②が運営元に対して譲渡することに合意するものとします。

また、当該譲渡は、提供元①及び提供元②が当該契約者に対して当該債権を取得した時点で、その都度行われるものとします。尚、契約者は、当該譲渡に基づき、運営元から当該契約者に対して、当該債権に本サービスが適用され割引された料金に関する請求が行われることに合意するものとします。

第9条 (契約期間等)

- 1. 運営元にて、契約者の本サービスに関する支払方法の登録が完了し、運営元が契約者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途運営元が指定する日より、契約者は、本サービスの利用が可能となります。
- 2. 本サービスの最低契約期間は、前項に基づき契約者が本サービスを利用可能となった日の属する月を1ヶ月目として、24ヶ月間とし、本サービスの契約期間満了日までに、契約者から運営元に対して、本サービスの利用を解約する旨の意思表示がない場合、本サービスの契約期間は自動的に同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とします。尚、最低契約期間内において、理由の如何にかかわらず、会員契約(動画見放題プラン又は超充実!見放題プラン)が終了した場合、契約者は運営元に対して、契約解除料として金5,000円(不課税)を、当該会員契約が終了した日の属する月の翌月末日までに、運営元が定める方法にて支払うものとします。
- 3. 前項の記載は、③ホリデープランについては適用されないものとします。

第10条 (プラン変更)

- 1. 契約者は、運営元が指定する方法により、本サービスのプランを変更することができるものとします。尚、当該変更によって、前条に定める違約金は発生せず、契約期間は引き継がれるものとします。
- 2. 契約者は、前項に定める方法により、各月の1日から25日までに本サービスのプラン変更に関する手続きが 完了した場合、当該月の翌月1日より当該変更後のプランが適用されるものとし、各月の26日から末日ま でに本サービスのプラン変更に関する手続きが完了した場合、当該月の翌々1日より当該変更後のプランが 適用されるものとします。
- 3. 契約者は、動画見放題プラン、超充実! 見放題プラン又はホリデープランよりプランを変更する場合に限り、 0円プラン(以下「本プラン」といいます。)に変更することができるものとします。尚、契約者が本プラン を解約する場合、前条第2項に定める契約解除料は発生しないものとします。
- 4. 契約者は、本プランから動画見放題プラン、超充実! 見放題プラン又はホリデープランにプランを変更することができるものとします。
- 5. 本プランに変更した契約者は、提供元①が提供する見放題作品は閲覧することができず、本ポイントを購入 しPPV作品のみ閲覧できるものとします。尚、当該契約者は提供元②サービスの提供も受けることができな いものとします。

第11条 (本サービスの提供の停止及び解約)

- 1. 運営元は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対し事前に通知することなく、契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - ① 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ② 本規約の規定に違反すると運営元が判断したとき。
 - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれら のおそれがあるとき。
 - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から会員に対して抗議があったとき、若しくはそれらの おそれがあるとき。
 - ⑦ 解散決議したとき、又は死亡したとき。
 - ⑧ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
 - ⑨ 法人格、代表者、役員又は幹部社員が民事訴訟及び刑事訴訟の対象(捜査報道がされた場合を含む。) となったとき。
 - ⑩ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと運営元が認めたとき。
 - ① 運営元の業務の遂行又は運営元の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ① 前各号に掲げる事項の他、本サービスの提供を受けることを、運営元が不相当と判断したとき。
- 2. 運営元は、契約者が第8条に基づき運営元が契約者に対して請求する料金を含む一切の料金の支払いを累計で3ヶ月以上怠った場合には、契約者に対し事前に通知することなく、会員契約を解約することができるものとします。
- 3. 第8条に基づき運営元が契約者に対して請求する1ヶ月分の料金が、金10,000円(税込)以上となり、かつ、契約者から運営元に対する当該料金の支払いが遅延した場合、運営元は、契約者に対し事前に通知することなく、本サービスの提供を停止又は会員契約を解約することができるものとします。

第12条 (適用関係)

契約者は、本規約に規定なき事項については、「Toppa!会員規約」、提供元①が定める提供元①サービスに関する規約、提供元②が定める提供元②サービスに関する規約の定めが適用されることに同意するものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、契約者及び運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。尚、各規約の内容と本規約の内容が矛盾・抵触する場合には、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

附則

第1条(「Toppa! Wi-Fi by econnectサービス」の提供元の変更)

令和2年10月2日付にて提供元②である株式会社エコネクトが株式会社セールスパートナーに吸収合併され消滅することに伴い、令和2年10月2日以降、本規約の本文中における「株式会社エコネクト」を「株式会社セールスパートナー」と読み替えるものとします。

制定日: 平成24年8月1日 改定日: 平成25年7月2日 改定日: 令和2年10月1日

運営元:東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

株式会社ハイホー